

旭区役所防災業務用自動車整備運行管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、防災に強い安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するにあたり、区役所に防災業務用自動車（以下「車両」という。）を配備し、防災業務を開始するに際して、当該車両の安全かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

(車両の用途)

第2条 車両の用途は、次の業務において運用するものとする。

- (1) 災害時等における区民への広報・周知活動業務
- (2) 防災業務の遂行上必要な職員や資器材の搬送業務
- (3) その他、区長が業務上必要と認める業務

(運行管理体制)

第3条 適切に車両を整備・運行管理し、防災業務の安全かつ円滑な業務執行を確保するために、区役所に運転管理者を置き、防災安全課長がその任にあたるものとする。

- 2 運転管理者を補佐するために副運転管理者を置き、防災安全課担当係長がその任にあたるものとする。
- 3 運転管理者は、あらかじめ所属職員のうち、運転免許証を所持する職員の中から車両の運転を行う職員を指定して、様式1の旭区役所防災業務用自動車運転従事者名簿（以下「運転従事者名簿」という。）により運転従事者として登録しなければならない。

(運転管理者の業務)

第4条 運転管理者は、次の業務を行う。

- (1) 運転従事者の指定・登録・取消に関すること
- (2) 運転従事者に対する安全運転指導に関すること
- (3) 運転従事者に対する始業点呼の実施に関すること
- (4) 交通事故の処理に関すること
- (5) 運転従事者の運転資格の調査に関すること
- (6) 車両の運行管理に関すること
- (7) その他必要と認めること

(運転従事者の業務)

第5条 運転従事者は、次の業務を行う。

- (1) 運転業務に従事するときは、運転管理者もしくは副運転管理者（以下「運転管理者等」という。）が行う、運転免許証の携行の有無や有効期間の確認、飲酒の有無、健康状態等の確認に関する始業点呼を受け、車両の運行管理に必要な事項を、様式2の旭区役所防災業務用自動車運行管理簿（以下「運行管理簿」という。）により運転管理者等へ報告すること。
- (2) 運転業務開始前に、車両の始業前点検を行うこと。
- (3) 道路交通法、その他関係法令を遵守し、常に安全運転を第一に心がけて、事故の防止に努めること。
- (4) 万一、事故等が発生した場合には、直ちに運転管理者等に連絡するとともに、適切な措置を

講じること。

- (5) 運転業務終了後は、様式3の旭区役所防災業務用自動車運行日誌（以下「運行日誌」という。）を作成し、運転管理者等へ報告すること。

（運転従事者の届出義務）

第6条 運転従事者は、交通法規違反等により免許停止又は免許取消の処分を受けた場合には、速やかに運転管理者に届けなければならない。

（緊急時における適用除外）

第7条 緊急等やむを得ない事情により運転管理者が必要と認める場合には、運転従事者として未登録の者であっても、当該車両の運転資格を有する者に限り、当該車両を運転することができる。

（運行記録簿及び鍵の管理）

第8条 運転管理者は、運転従事者名簿、運行管理簿、運行日誌、並びに車両の鍵を適切に管理しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月18日より施行する。

旭区役所防災業務用自動車運転従事者名簿

(様式1)

整理 番号	運転管理者 確認印	登録年月日	所属	氏名	交付年月日	有効期限	免許の条件等	備 考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

※有効期間等内容の変更があった場合には、速やかに運転管理者へ申し出ること。

令和 年度

旭区役所防災業務用自動車運行管理簿

(様式2)

運行月日	行先	目的	運転従事者	免許の携行	アルコールチェック(検知器)	健康状態	運行管理者等認印	備考
／				☐ 有 ☐ 無	☐ 可 ☐ 不可	☐ 良 ☐ 不良		
／				☐ 有 ☐ 無	☐ 可 ☐ 不可	☐ 良 ☐ 不良		
／				☐ 有 ☐ 無	☐ 可 ☐ 不可	☐ 良 ☐ 不良		
／				☐ 有 ☐ 無	☐ 可 ☐ 不可	☐ 良 ☐ 不良		
／				☐ 有 ☐ 無	☐ 可 ☐ 不可	☐ 良 ☐ 不良		
／				☐ 有 ☐ 無	☐ 可 ☐ 不可	☐ 良 ☐ 不良		
／				☐ 有 ☐ 無	☐ 可 ☐ 不可	☐ 良 ☐ 不良		
／				☐ 有 ☐ 無	☐ 可 ☐ 不可	☐ 良 ☐ 不良		
／				☐ 有 ☐ 無	☐ 可 ☐ 不可	☐ 良 ☐ 不良		
／				☐ 有 ☐ 無	☐ 可 ☐ 不可	☐ 良 ☐ 不良		
／				☐ 有 ☐ 無	☐ 可 ☐ 不可	☐ 良 ☐ 不良		
／				☐ 有 ☐ 無	☐ 可 ☐ 不可	☐ 良 ☐ 不良		
／				☐ 有 ☐ 無	☐ 可 ☐ 不可	☐ 良 ☐ 不良		
／				☐ 有 ☐ 無	☐ 可 ☐ 不可	☐ 良 ☐ 不良		
／				☐ 有 ☐ 無	☐ 可 ☐ 不可	☐ 良 ☐ 不良		
／				☐ 有 ☐ 無	☐ 可 ☐ 不可	☐ 良 ☐ 不良		
／				☐ 有 ☐ 無	☐ 可 ☐ 不可	☐ 良 ☐ 不良		

※1 運行管理簿は運転管理者等が常時管理し、運転従事者は車両運行前においてチェック項目を実施し運転管理者等の確認を受けること。

※2 運転従事者は運転従事後、記載内容に変更がある時は速やかに変更事項を記入すること。

課長	課長代理	係長	運転従事者		

旭区役所防災業務用自動車運行日誌

運行日	令和 年 月 日 ()	天候	
車両番号	なにわ480ち1962	記入者	

運転従事者名					
同乗者名					
出発時距離	km	帰着時距離	km		
走行距離	km	☐ 始業点検 ☐ 免許証の携行 ☐ アルコールチェック ☐ 健康状態			
運行時間	出発時間	:	帰着時間	:	
運行地域					
業務内容					
【特記事項】					

運転従事者名					
同乗者名					
出発時距離	km	帰着時距離	km		
走行距離	km	☐ 始業点検 ☐ 免許証の携行 ☐ アルコールチェック ☐ 健康状態			
運行時間	出発時間	:	帰着時間	:	
運行地域					
業務内容					
【特記事項】					

運転従事者名					
同乗者名					
出発時距離	km	帰着時距離	km		
走行距離	km	☐ 始業点検 ☐ 免許証の携行 ☐ アルコールチェック ☐ 健康状態			
運行時間	出発時間	:	帰着時間	:	
運行地域					
業務内容					
【特記事項】					

* 始業点検 (タイヤ・ブレーキ・方向指示器・バッテリー等)